ごみ集積所（設置・変更・廃止）に関する事前協議の説明事項【チェックシート】

ごみ集積所の設置等のほか、利用及び管理にあたって遵守いただく事項は次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 関係者協議 | 第3条 | ■集積所の区域の住民その他関係者と協議を行うこと | □ |
| ごみ集積所設置等届 | ■**収集開始日の2週間前まで**に別記様式第1号にて届出すること | □ |
| 収集日 | 第5条 | ■【ごみの分け方・出し方ガイドブック】に記載のとおり | □ |
| 管理 | 第6条 | ■【集積所】及び【網袋（ネット袋）】は、利用者等が共同して、自らの責任の下に管理すること | □ |
| 利用・時間 | 第7条 | ■習志野市が指定する方法で分別すること  ■習志野市が指定する日の**午前8時まで**に排出すること  （ただし、専用ごみ庫で管理人を配置する場合はこの限りではない） | □ |
| 清潔の保持 | 第8条 | ■利用者等は、集積所及びその周辺の清潔の保持に努めること | □ |

その他、集積所の規模や位置などの基準は次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設置箇所数 | 第4条（1） | ■一般住宅　➡概ね20世帯に1箇所  ■集合住宅　➡概ね1棟に1箇所 |
| 規模（有効面積） | 第4条（2） | ■下記①または②のいずれか大きい面積  　①集積所利用世帯数×0.12平方メートル  　②最低1.5平方メートル  ■専用ごみ庫で管理人を配置する場合は、上記面積に1.5を乗じた面積 |
| 法令遵守 | 第4条（3） | ■道路交通法その他関係法令に抵触しない場所であること  　➡交差点・横断歩道等から5m以内に収集車両は停車できない |
| 安全性・効率性 | 第4条（4） | ■安全性・効率性に支障がない場所であること  　➡段差や階段がない、敷地の奥ではない等 |
| 公道 | 第4条（5） | ■公道に面している  ■または公道から5m以内であること  ※私道は民有地であり、公道ではない |
| 通り抜け・転回 | 第4条（6） | ■別記規格の車両が通り抜け又は転回できること  ■軌跡図を作成して提示すること |
| 舗装構成 | 第4条（7） | ■車両重量に耐えられる構造であること【設計荷重T-14相当以上】 |
| 開口部・通路 | 第4条（8） | ■集積所は幅1.5m以上、かつ高さ2.0m以上であること |
| 移動 | 第4条（9） | ■設置又は変更後、1年間は移動しないこと |
| 免責 | 第6条 | ■車両の通行によって道路舗装の損傷等が生じた場合は、習志野市は何ら責任を負わない |
| 避難通路 | その他 | ■集積所が避難通路を妨げないこと |
| 変更協議 | その他 | ■協議内容に変更が生じた場合は、再度協議すること |
| 廃止 | その他 | ■引き続き利用者がいる場合は、他に利用する集積所を示せること |

●協議やごみ集積所設置等届（別記第1号様式）の提出は、**メールの利用が可能**です。

上記事項について説明を受けました。

　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　協議箇所　　習志野市　　　　　　　　丁目　　　　番　　　地先

会 社 名

氏　　名